

## 会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市消費生活審議会
- 2 開催日時 平成27年3月9日（月） 午後4時00分から午後5時00分まで
- 3 開催場所 水戸市役所南側臨時庁舎 中会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 谷萩八重子, 中村眞一, 安彦和子, 足立勇人, 井上拓也, 田山知賀子, 矢口智之
  - (2) 執行機関 高橋靖, 柏直樹, 黒澤純一郎, 柳橋剛, 橋崎真哉
  - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 水戸市消費者教育推進計画の答申について（公開）
  - (2) その他
    - (ア) 健全で豊かな消費生活都市宣言について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
  - ① 水戸市消費者教育推進計画（案）
  - ② 健全で豊かな消費生活都市宣言について

### 9 発言の内容

#### 執行機関

ただ今から平成26年度第4回水戸市消費生活審議会を始めさせていただきます。議事に入るまでの進行は、私、〇〇が務めさせていただきます。まずお手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

本日の出席者数を報告させていただきます。審議会委員数8名のうち、現在7名が出席されております。事務局に欠席の報告のありました委員は、〇〇委員でございます。従いまして、出席者数が委員の2分の1以上となっておりますので、水戸市消費生活条例第36条第2項の規

定により、当審議会は成立しております。なお、傍聴人はいません。

それでは、ここからの議事の進行は、〇〇会長にお願いします。

会長

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。なお、本審議会につきましては、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知おきください。

それでは議事に入らせていただきます。

まず、次第1、水戸市消費者教育推進計画の答申についてです。

こちらは、8月20日に行われました第1回消費生活審議会において市長から、水戸市消費者教育推進計画について意見を求める諮問を受けたところです。それを受けまして、当審議会として審議をしまいいりました。本日、当審議会としての答申を行いたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

執行機関

(説明)

会長

ただ今の説明について、何か御質問はありますか。

委員

分かりやすくまとまったと思います。これとは別に、先日NHKのクローズアップ現代で消費者問題が取り上げられていました。消費者被害の防止だけでなく、被害後のケアも大事だと思います。予防策としてこのような計画案が出来上がりますが、その後のケアについては、専門家の方に救いの手を伸ばしてほしいと思いました。

委員

学校教育における消費者教育は重要であると感じています。しかし、時間がなかなかとれないのが現実であります。何らかの形で確保していかなければならないと思います。

委員

推進体制の図が分かりやすく、よろしいと思います。消費者には、勉強したりして、被害に遭わないための知識を持ってほしいと思います。先日、テレビでやっていたのですが、昔は外国から偽ブランド品がよく入ってききましたが、今は、インターネットでコピーCDなどの知的財産や生活必需品の粗悪品が売られていて、安いからと言ってこれを購入してしまつては、失敗します。知識のある店で購入するなど、消費者も意識を高めていただきたいと思います。

## 委員

前3回の審議会に参加できず申し訳ありませんでした。2つの問題があると思います。1つは消費者の自立の問題です。騙されにくいようにするというのは、言うは易しで、私でも非合理的な選択をしてしまうこともあります。ましてや人とのつながりがあまりない高齢者などは、より被害に遭いやすいものです。消費者が必要な情報を得て合理的な選択をするにはどうしたらいいかです。2番目は、参画の問題です。自立あつての参画になるのですが、環境や地産地消を通じてなど、どう貢献していくのかという参画の問題です。

1番目の消費者の自立の問題は、専門家の先生もいらっしゃるし、学校教育などで比較的スムーズに教育が推進できると思います。一方で、2番目の環境や地域社会方面の参画の問題の専門家は誰なのか、どのように推進していくかは、今後詰めていく必要があると思います。

## 委員

計画が分かりやすくまとまっており、大変うれしく思います。

先の問題として、高齢者の消費者被害をどうするかということだけでなく、例えば20歳未満の人でも、アダルトサイトなどで大変な事件に巻き込まれています。このアダルトサイトの問題は、20歳未満に限らず、60歳代まで一番相談件数が多いものとなっています。経済的な消費者被害とともに、精神的なダメージも受けて、お金で自殺をするという事件もあります。

高齢者の被害防止の問題も大きな問題ですが、今、若い人を中心に、携帯電話に張り付けになっています。駅でも街角でも携帯の画面を見ていて、人の心も分からなくなっています。日常生活の中で消費生活の基本となる在り方についても、どこかで取り上げないといけないと思います。子どもの頃からの消費者教育が大切です。また、被害に遭った後の精神的ケアも必要だと思います。

## 副会長

計画策定の趣旨というのは、被害に遭わないための自立と消費者市民社会の形成という点だと思います。消費者被害の防止だけでなく、総合的に捉えて消費者教育を進めていくのは大変なことですが、学校、事業者、それぞれの立場で時間をとって、連携を図り、少しずつ進めていけたらと思います。また、詐欺に遭った方の心のケアも大切だと思います。これからは、様々な部署がみんなに関わって、専門性を生かして解決していくこととなります。頑張っていきたいと思います。

## 会長

これからどう実践していくかですね。公表はいつ頃になりますか。

## 執行機関

今後のスケジュールでございますが、本日答申を頂いた後、3月下旬に庁議を開催し、市としての計画を決定します。公表はその後になります。

会長

それでは、意見がまとまりましたので、答申に移りたいと思います。ここからの進行は、一度事務局に移します。

執行機関

それでは、会長から市長へ、消費者教育推進計画（案）についての答申を行います。会長お願いします。

会長

（読み上げ，手渡し）

執行機関

それでは、市長より御挨拶いたします。

市長

（挨拶）

執行機関

以上をもちまして、消費者教育推進計画（案）についての答申を終了します。市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは、引き続き、会長に進行をお願いします。

会長

続きまして、その他の健全で豊かな消費生活都市宣言について、事務局より説明をお願いします。

執行機関

（説明）

会長

ただ今の説明について、何か御質問はありますか。  
宣言をどのように市民に知らせていくのでしょうか。

執行機関

広報みやとやホームページへの掲載を始め、5月の消費者月間に合わせてシンポジウムを開催するなど、様々な機会を通して周知を図ってまいります。

副会長

宣言柱には記載されるのでしょうか。

#### 執行機関

市役所敷地の角にある都市宣言の広告柱については、市役所を今後建て替えていく予定なので、新たには宣言柱を建てませんが、水戸駅北口に横断幕を設置するなどして、市民の皆様に知っていただくよう努めていきたいと考えています。

#### 会長

市長の記者会見とか、やったほうがいいのではないのでしょうか。

#### 執行機関

3月議会終了後、報道機関の方々とも連携を取って、周知に努めてまいります。

#### 委員

ホームページは意外と見られていないと感じています。NHK県域放送のニュースは効果的かと思われます。

#### 会長

計画にはシンポジウムとありますが、内容はどのようなものを考えていますか。

#### 執行機関

講演会やパネルディスカッションなどの手法が考えられますが、内容については現在検討中です。

#### 会長

私は弁護士会に所属していますが、関係するいろんな推進機関で、消費生活という同じテーマで何かやるとか、考えてもいいのではと思います。

#### 委員

宣言そのものを知らせることも大事ですが、問題は都市宣言後の実態だと思います。実のあるものが大事です。実のあるものは何かと言いますと、消費者の具体的な悩みや、消費者の実態を数多く知っていることです。そうすると、消費生活センターの相談事例が一番だと思います。消費生活センターには何ができるのかを考えていくべきだと思います。

多重債務者が携帯代に3万円とか5万円とか使っています。携帯がないと学校で仲間外れにされることもあると聞きます。それでいいのでしょうか。小さい頃からの学校での教育が大切です。消費者が購入の意味やデメリットをよく考えずに購入し使っています。実態をよく知ったところからの情報に基づいた教育が必要です。

#### 委員

前回まで審議会を欠席していましたが、事務方とはお話ししていました。なかなか良いもの

ができたと思います。

私は協働都市宣言の時に委員長でした。宣言というのは市民の方はあまり関心がないのは事実です。あの時は、宣言を作った後に、実際の市民と行政の協働として、ボランティアやNPOが協働事業を通して補助金をもらえるなどの制度ができました。そのように宣言ができて、その後の事業が出てきたので、見やすかったところはあったのですが、今回はそれが同時なので、そこをどう進めていくかは問題です。消費者団体や、消費者教育を進めていく機関を支援するなどプログラムを作成して身近なものにしていかねばと思います。

#### 委員

私は市制 110 周年の男女共同参画都市宣言の時の宣言者でした。マスコミやインターネットで宣伝することも大切ですが、その後の政策のフォローが大事です。いろんなところでイベントやシンポジウムを開くとともに、消費者の意見を聴いて、時代に合わせた計画の変更などを行っていくことも後々必要になってくるかもしれません。

#### 委員

私は授業をやる時に、水戸市は消費生活の都市宣言をしたというのは紹介していきたいと思っています。これを市全体にどう広げてと考えると、教育委員会を通して推進することが大切であると思います。

#### 委員

消費者団体も高齢化しており、団体に担わせる役割をどうしていくのかは、事実として難しい問題であります。心のケアという話がありましたが、お年寄りは被害に遭っても外に出さない傾向にあります。100 万円くらいだったら我慢してしまうこともあります。被害に遭わないことは当然ですが、被害に遭っても手立てはあるので、対策を考えていく必要があります。広報みとの紙面で消費者トラブルの実態を知らせるページがあると良いと思います。

#### 副会長

この都市宣言は、まずは権利の尊重、そして消費者市民社会の形成ということで、きちんと書かれていると思います。宣言というのは、重要な政策について明らかにするものであり、水戸市は消費者を守るという宣言を打ち立てるので、この都市宣言により、悪質な業者への抑止力になる効果はあると思います。また、小さいころから全国初だと教育していくことで、その後のライフステージで消費者教育というのが意識づけられるのではないかと思います。重要政策と位置付けたわけですから、少しずつ市民にも浸透していくのではと期待しています。内容を若干加えたい部分もあるのですが、きちんと書かれており、携わっていただいた方々に感謝しています。

#### 会長

以上を持ちまして、第4回消費生活審議会を終了します。